第 7　参考様式集

参考様式第1号（表面）　　（日本産業規格A列4）

※通知受理番号	
※通知受理年月日	年　　月　　日

特定地方公共団体無料職業紹介事業通知書

年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

通知者　氏名

職業安定法第29条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1　名　　称		
2　職業紹介事業を行う事業所に関する事項		
事　業　所		
名　　称（ふりがな）	所在地（ふりがな）	
担当者職・氏名・電話番号		
（　　）		
※		
3　事業開始（予定）年月日	年　　月　　日	5　取扱職種の範囲等
4　退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置としての無料の職業紹介事業	該当　・　非該当	
6　取次機関		
（ふりがな） イ 名　　称		
（ふりがな） ロ 住　　所		
ハ 事 業 内 容		
7　備　　考		

参考様式第1号（裏面）

記載要領

１　※欄には、記載しないこと

２　通知者欄には、名称及び代表者の氏名を記載すること。

３　２欄には、職業紹介事業を行う事業所を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

４　５欄の取扱職種の範囲等については、厚生労働省において運営する人材サービス総合サイトで公表するものであること。

５　６の取次機関は、国外にわたる職業紹介事業を取次機関を利用して行う場合のみイからハに掲げる事項を記載すること。

参考様式第2号（第1面）

（日本産業規格A列4）

特定地方公共団体無料職業紹介事業変更通知書

①　　年　　月　　日

厚 生 労 働 大 臣　殿

②通知者　氏　名

職業安定法施行規則第17条の5第2項の規定により下記のとおり変更を通知します。

記

③通知番号		
④代表者氏名		
⑤名称		
⑥事業所	（ふりがな）名称	
	（ふりがな）所在地	
⑦変 更 事 項		
⑧変　更　前		
⑨変　更　後		

参考様式第2号（第2面）

⑩変更年月日	
⑪変更理由	
⑫備考	

参考様式第3号

（日本産業規格A列4）

特定地方公共団体無料職業紹介事業廃止通知書

①　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

②通知者

氏　名

下記のとおり特定地方公共団体無料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第29条の2の規定により通知します。

③　通知番号		
④事業所	名　　称（ふりがな）	所　在　地（ふりがな）
		（　　）　　－
		（　　）　　－
		（　　）　　－
⑤廃止年月日	年　　月　　日	
⑥廃止の理由		
⑦担当者氏名・連絡先	（　　）	

記載要領

1　①には、通知書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。

2　②には、氏名の記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

3　③欄には、通知の際に付与された通知番号を記載すること。

4　④欄には、職業紹介事業を廃止する全ての事業所の名称及び所在地を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙にて添付すること。

5　⑤欄には、職業紹介事業を廃止した年月日を記載すること。

6　⑥欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

7　⑦欄には、担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

参考様式第４号（表面）　　（日本産業規格Ａ列４）

特定地方公共団体無料職業紹介事業報告書

1 地方公共団体名

2 事業所の名称及び所在地

3 活動状況（国内）

項目		① 求人				② 求職	
施策名	取扱業務等の区分	有効求人数	求人数 常用求人数	求人数 臨時求人延数	求人数 日雇求人延数	有効求職者数	新規求職申込件数
		人	人	人日	人日	人	件
		人	人	人日	人日	人	件
		人	人	人日	人日	人	件
		人	人	人日	人日	人	件
		人	人	人日	人日	人	件
		人	人	人日	人日	人	件
		人	人	人日	人日	人	件
		人	人	人日	人日	人	件
		人	人	人日	人日	人	件
計		人	人	人日	人日	人	件

項目		③ 就職				④ 離職	
施策名	取扱業務等の区分	常用就職件数 無期雇用	常用就職件数 それ以外	臨時就職延数	日雇就職延数	無期雇用（6ヶ月以内／解雇除く） 離職	無期雇用（6ヶ月以内／解雇除く） 不明
		件	件	人日	人日	人	人
		件	件	人日	人日	人	人
		件	件	人日	人日	人	人
		件	件	人日	人日	人	人
		件	件	人日	人日	人	人
		件	件	人日	人日	人	人
		件	件	人日	人日	人	人
		件	件	人日	人日	人	人
		件	件	人日	人日	人	人
計		件	件	人日	人日	人	人

4 活動状況（国外）（相手国別・総計）

項目		相手国	⑤ 求人		⑥ 求職		⑦ 就職		⑧ 離職	
施策名	取扱業務等の区分		有効求人数	求人数	有効求職者数	新規求職申込件数	無期雇用就職件数	それ以外の就職件数	無期雇用（6ヶ月以内／解雇除く） 離職	無期雇用（6ヶ月以内／解雇除く） 不明
			人	人	人	件	件	件	人	人
			人	人	人	件	件	件	人	人
			人	人	人	件	件	件	人	人
			人	人	人	件	件	件	人	人
			人	人	人	件	件	件	人	人
			人	人	人	件	件	件	人	人
計			人	人	人	件	件	件	人	人

5 職業紹介の業務に従事する者の数

人

年　　月　　日

厚生労働大臣　殿　　⑨ 氏名

参考様式第４号（裏面）

記載要領

1　無料職業紹介事業を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、無料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。

2　対象期間については、前年の４月１日から３月末日までとすること。ただし、３の④欄及び４の⑧欄については、当該欄に係る実績を把握している場合に、前々年の４月１日から前年の３月末日までの実績を記載すること。

3　１には、地方公共団体名を記載すること。

4　活動状況（国内）

(1)　３①の「求人数」及び３③欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、１箇年における求人及び就職数について、「常用」（４③欄にあっては「無期雇用」、「それ以外」）、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。

(2)　３①の「有効求人数」及び３②の「有効求職者数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、それぞれその３月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。

(3)　３②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。

(4)　３④の「離職」欄には、前々年の４月１日から前年の３月末日までの間に就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後６ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後６ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。

(5)　３欄において、「常用」とは、４ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、１ヵ月以上４ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、１ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとすること。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。

5　活動状況（国外）

(1)　４⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、１箇年における求人、期間の定めのない労働契約を締結して就職した人（件）数、それ以外の就職人（件）数を記載すること。

(2)　４⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、それぞれその３月末における有効求人数、有効求職数を記載すること。

(3)　４⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。

(4)　４⑧の「離職」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後６ヶ月以内に離職した者の数を、４⑧の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後６ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。

6　５の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該地方公共団体に係る３月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。

7　⑨欄には、氏名（地方公共団体の名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

（参考様式第５号）

自己申告書

年　　月　　日

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◇この自己申告書についての説明事項◇

（１）以下のチェックシートの項目に１つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。

（２）この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。

（３）申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の３第２項及び第３項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

チェックシート

以下に**該当する場合**は、チェック欄にレ点（「✔」）を記入してください。なお、以下のうち１つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

※　項目４については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行うことができません。

１．労働基準法および最低賃金法関係

（１）過去１年間に２回以上同一の対象条項（※１、２）違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

☐a　当該違反行為を是正していない。

☐b　是正してから６カ月が経過していない。

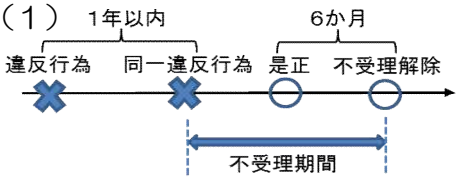

（２）違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

☐a　当該違反行為を是正していない。

☐b　是正してから６カ月が経過していない。

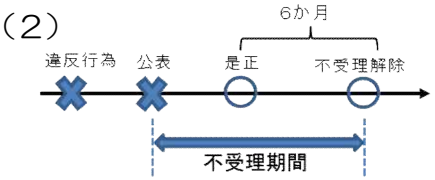

（３）対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

☐a　当該違反行為を是正していない。

☐b　送検後１年が経過していない。

☐c　是正してから６カ月が経過していない。

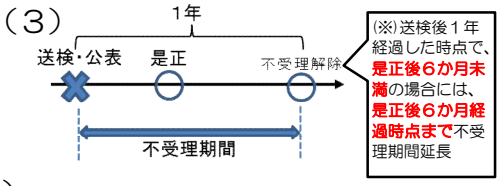

（４）求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、労働基準監督署による是正勧告を受けており、その後、

☐a　当該違反行為を是正していない。

☐b　是正してから６カ月が経過していない。

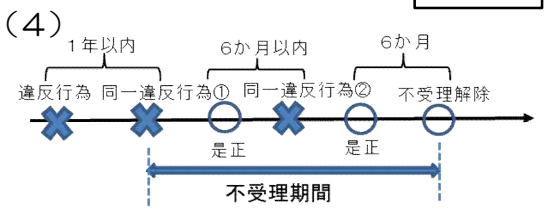

（※１）対象となる労働基準法の規定

内容	規定
男女同一賃金	第４条
強制労働の禁止	第５条
労働条件の明示	第15条第１項及び第３項
賃金	第24条、第37条第１項及び第４項
労働時間	第32条、第36条第６項(第２号及び第３号に係る部分に限る)、第141条第３項
休憩、休日、有給休暇	第34条、第35条第１項、第39条第１項、第２項、第５項、第７項及び第９項
年少者の保護	第56条第１項、第61条第１項、第62条第１項及び第２項、第63条
妊産婦の保護	第64条の２(第１号に係る部分に限る)、第64条の３第１項、第65条、第66条、第67条第２項

※　労働者派遣法第44条（第４項を除く）により適用する場合を含む。

（※２）対象となる最低賃金法の規定

内容	規定
最低賃金	第４条第１項

２．職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

（１）

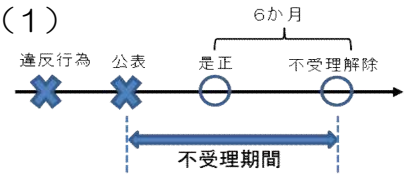

（１）対象条項（※３、４、５、６）違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表（注１）され、

☐a　当該違反行為を是正していない。

☐b　是正してから６カ月が経過していない。

（注１）職業安定法第48条の３第３項、労働施策総合推進法第33条第２項、男女雇用機会均等法第30条又は育児・介護休業法第56条の２の規定による公表。

（２）

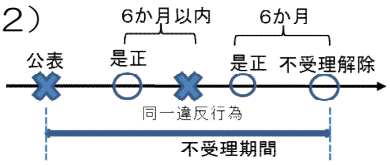

（２）求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①需給調整事業課（室）による助言や指導、勧告、
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

☐a　当該違反行為を是正していない。

☐b　是正してから６カ月が経過していない。

（※３）対象となる職業安定法の規定

内容	規定
労働条件等の明示	第５条の３第１項、第２項及び第３項
求人等に関する情報の的確な表示	第５条の４第１項及び第２項
求職者等の個人情報の取扱い	第５条の５
求人の申込み時の報告	第５条の６第３項
委託募集	第36条
労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止	第39条、第40条
労働争議への不介入	第42条の２において読み替えて準用する法第20条
秘密を守る義務	第51条

（※４）対象となる労働施策総合推進法(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)の規定

内容	規定
パワーハラスメント防止に関する雇用管理上の措置	第30条の２第１項
パワーハラスメント等を理由とする不利益取扱いの禁止	第30条の２第２項（第30条の５第２項、第30条の６第２項において準用する場合を含む。）

※　第30条の２第１項を労働者派遣法第47条の４の規定により適用する場合を含む。

（※５）対象となる男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)の規定

内容	規定
性別を理由とする差別の禁止	第５条、第６条、第７条
セクシュアルハラスメント、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止	第９条第１項、第２項及び第３項、第11条第２項（第11条の３第２項、第17条第２項、第18条第２項において準用する場合を含む。）
セクシュアルハラスメント等の防止に関する雇用管理上の措置	第11条第１項、第11条の３第１項
妊娠中、出産後の健康管理措置	第12条、第13条第１項

※　労働者派遣法第47条の２の規定により適用する場合を含む。

（※６）対象となる育児介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)の規定

内容	規定
育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止	第６条第１項、第９条の３第１項、第10条、第12条第１項、第16条（第16条の４、第16条の７において準用する場合を含む）第16条の３第１項、第16条の６第１項、第16条の10、第18条の２，第20条の２、第21条第２項、第23条の２、第25条第１項・第２項（第52条の４第２項、第52条の５第２項において準用する場合を含む。）
所定外労働等の制限	第16条の８第１項（第16条の９第１項において準用する場合を含む）、第17条第１項（第18条第１項において準用する場合を含む。）、第19条第１項（第20条第１項において準用する場合を含む。）、第23条第１項から第３項まで、第26条

※　労働者派遣法第47条の３の規定により適用する場合を含む。

３．その他の不受理事由

☐a　暴力団員（注２）に該当する。

☐b　法人の場合、役員の中に暴力団員がいる。

☐c　暴力団員が自身（又は法人）の事業活動を支配している。

（注２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条６号に規定する暴力団員をいう。

４．その他（求人不受理のためのチェック項目ではありませんが、ご確認ください。）

職業紹介事業者は、同盟罷業（ストライキ）又は作業所閉鎖（ロックアウト）が行われている事業所に対して職業紹介を行ってはならないこととされていますので、該当する場合はチェックをお願いします。

☐　事業所において、同盟罷業又は作業閉鎖が行われている。

参考様式第６号

▲▲▲（雇用主の名称）　様

■■■（特定地方公共団体の名称）

●●年度における無期雇用就職者の離職状況の御確認のお願い

当団体では、民間職業紹介事業者と同様に、就職者の数、就職者のうち早期に離職した者の数等について、情報提供することとしています。

つきましては、この情報提供を行う上で必要となるため、●●年度において、当団体の職業紹介により、御社と期間の定めのない労働契約を締結した以下の方々（以下「無期雇用就職者」といいます。）について、就職した日から６箇月以内に解雇以外の理由で離職した否かを、以下の様式に御記入いただいた上で、御連絡いただきますよう、お願いいたします。

（記入方法）

「離職の有無」欄には、「就職から６箇月以内の期間」に、解雇以外の理由で離職した場合には○を、それ以外の場合（離職していない場合又は解雇により離職した場合）には×を、それぞれ御記入ください。

	氏　名	就職から６箇月以内の期間			離職の有無
		就職した日	～	上記期間の最終日	
1	◎◎　◎◎	●●年４月１日	～	●●年９月 30 日	
2	□□　□□	●●年９月 14 日	～	●●年３月 13 日	
3	△△　△△	●●年 12 月 10 日	～	●●年６月９日	
:	:	:	:	:	: